

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.8

石川県

補助金等

支援の名称	大規模建築物の耐震改修の補助
制度の趣旨・背景	現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施できるよう、耐震改修工事に対し補助を行います。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院又は市町と災害協定を締結した建築物が耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○補助額</p> <p>市町が負担する額（国交付金を除く）の 1/2 以内、かつ交付金対象事業費の 5.75%以内 （参考）国直接補助 21.8%、社会資本整備総合交付金 11.5%、 地方負担 11.5%（県 5.75%、市町 5.75%）</p> <p>○実績</p> <p>なし</p>
対象となる方	<p>以下のいずれにも該当する所有者等に対して、補助を行います。</p> <p>① 建築物の耐震改修促進に関する法律附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者等</p> <p>② 病院、又は①の所有者等と所在する市町とにおいて、災害時に当該市町の要請に応じた支援を行う旨の協定を締結したもの。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>石川県 土木部 建築住宅課 TEL：076-225-1778 E-mail：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp</p>